様式第16号(その1)(第34条関係)

第　　　　　　　　号

年(　　)　　月　　日

(住　所)

(氏　名)　　　　　　　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 出雲市消防長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　出雲市消防本部

消防署長 　　　　　　　　　 印

命　令　書

所　在

名　称

用　途

　上記対象物は、消防法第　　 条違反と認めるので、消防法第　 　条の規定に基づき、下記のとおり命令する。

　なお、本命令に従わない場合は、消防法第　 　条の規定により処罰されることがある。

記

1　命令事項

2　命令(処分)の理由となる事実

教　示

　1　この処分について不服がある場合は、この処分を受けた日の翌日から起算して(30日・3か月)以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

　2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を受けた日の翌日から起算して(30日・6か月)以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して(30日・6か月)以内に提起することができます。

　3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第16号(その2)(第34条関係)

第　　　　　　　　号

年(　　)　　月　　日

(住　所)

(氏　名)　　　　　　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 出雲市長　　　　　　　　　　 印

命　令　書

危険物製造所等の設置場所

製造所等の別

貯蔵所・取扱所の区分

設置許可年月日許可番号

　上記危険物製造所等は、消防法第　　条違反と認めるので、消防法第　　条の規定に基づき、下記のとおり命令する。

　なお、本命令に従わない場合は、消防法第　　条の規定により処罰されることがある。

記

1　命令事項

2　命令(処分)の理由となる事実

教　示

　1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

　2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

　3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第16号(その3)(第34条関係)

第　　　　　　　　号

年(　　)　　月　　日

(住　所)

(氏　名)　　　　　　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 出雲市長　　　　　　　　　　 印

命　令　書

火薬類関係施設の所在

火薬類関係施設の名称

火薬類関係施設の区分

設置許可年月日許可番号

　上記火薬類関係施設は、火薬類取締法第　　条違反と認めるので、火薬類取締法第　　条の規定に基づき、下記のとおり命令する。

　なお、本命令に従わない場合は、火薬類取締法第　　条の規定により処罰されることがある。

記

1　命令事項

2　命令(処分)の理由となる事実

教　示

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

　2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

　3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第16号(その4)(第34条関係)

第　　　　　　　　号

年(　　)　　月　　日

(住　所)

(氏　名)　　　　　　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 出雲市長　　　　　　　　　　 印

命　令　書

高圧ガス関係施設の所在

高圧ガス関係施設の名称

高圧ガス関係施設の区分

設置許可年月日許可番号

　上記高圧ガス関係施設は、　　　　法第　　条違反と認めるので、　　　　法第　　条の規定に基づき、下記のとおり命令する。

　なお、本命令に従わない場合は、　　　　法第　　条の規定により処罰されることがある。

記

1　命令事項

2　命令(処分)の理由となる事実

教　示

　1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

　2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

　3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。